

ESET PROTECT Entry オンプレミス利用規約

株式会社ミロク情報サービス（以下「当社」といいます）は、ESET, spol. s r. o.（以下「ESET社」といいます）製ソフトウェアである ESET PROTECT Entry オンプレミス（以下「本ソフトウェア」といいます）の利用条件及びそのユースウェアサービスの提供条件等について以下のとおり定めます。

第1条（本規約の適用）

本規約は、本ソフトウェアの利用及び本ユースウェアサービスの提供に関し、当社及びお客様に適用されるものとします。

2.お客様は、本規約のほかに当社が別に本ソフトウェアの利用条件を提示した場合は、それらの利用条件に従い本ソフトウェアを利用するものとします。

3.当社は、本規約の内容を随時変更することがあります。この場合、当社が事前にお客様から通知を受けているメールアドレスへのメール送信、本ソフトウェアの専用サイトへの掲載等の当社が適当と認める方法によりお客様に通知するものとし、当該通知において当社が別途指定した日（当該指定がない場合は当該通知の日）以降、変更後の規約が適用されるものとします。当社による本規約の変更に対して異議のあるお客様がとらうる手段は、本規約第12条（お客様による解約）に従い本利用契約を解約することに限られるものとします。

4.お客様は、本規約のうち、本ソフトウェアの利用条件に関しては、本ソフトウェアのインストール時に、ESET社が定めるその時点での最新のエンドユーザーライセンス契約 (<https://help.eset.com/ees/8/ja-JP/?eula.html>) に同意し、当該契約に従って本ソフトウェアを利用するものとします。当社が本ソフトウェアをお客様のハードウェアにインストールする場合は、当社はお客様に代わって当該エンドユーザーライセンス契約に同意する権限を有するとともに、画面設定その他本ソフトウェアの利用環境を任意に設定できるものとします。

5.前項のエンドユーザーライセンス契約は随時変更されることがあるため、お客様は、本利用契約の締結後も定期的にESET社のサイトに掲載されている最新版のエンドユーザーライセンス契約を確認するものとし、本利用契約の一部として当該エンドユーザーライセンス契約が適用されることを十分に理解するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1)お客様：本規約に同意した上で本ソフトウェアの利用の申込みを行い、当社がこれを承諾した個人、法人又はその他の団体。
- (2)本利用契約：本規約に基づきお客様及び当社間に締結される本ソフトウェアの利用及び本ユースウェアサービスの提供のための契約。
- (3)本申込書：本利用契約を申し込むために当社に提出する当社所定の書面。
- (4)本ユースウェアサービス：本ソフトウェアのお客様のサーバー、クライアントPC又はスタンドアロンPCに対するインストール及び設定。

第3条（本利用契約）

本利用契約は、お客様が、本申込書に署名又は記名捺印して当社に提出し、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

2.お客様は、自己の責任と負担により、本ソフトウェアの利用に必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及びサービス（インターネット接続を含み、「お客様システム」といいます）を確保し、お客様システムにおける本ソフトウェアの利用環境を適切に設定したうえで、本ソフトウェアを利用するものとします。お客様システム又はお客様システムにおける本ソフトウェアの利用環境に不具合があることによって本ソフトウェアの利用に障害が生じたとしても、当社はお客様に対しいかなる責任も負いません。

第4条（本ソフトウェアの利用許諾、利用許諾条件等）

当社は、お客様に対し、ESET社が定めるその時点での最新のエンドユーザーライセンス契約に従って本ソフトウェアを非独占的に利用することができる譲渡不可能な権利を許諾します。

2.本ソフトウェアの主な機能は、以下のとおりです。

- (1)ウイルス・スパイウェア対策機能
- (2)フィッシング対策
- (3)デバイスコントロール
- (4)ネットワーク保護

- (5)迷惑メール対策
- (6)Webコントロール
- (7)セキュアブラウザ
- (8)前各号に付帯するその他の機能

3.本ソフトウェアの利用許諾区域は、日本国内に限定します。なお、海外からの利用を妨げるものではありませんが、お客様の責任において利用するものとし、不具合等について当社は一切責任を負いません。

4.お客様は、当社が別途定める方法によりお客様に発行するライセンスキーを使用して本ソフトウェアをお客様システムにインストールしたうえで、本ソフトウェアを利用するものとします。

第5条（利用期間）

お客様が本ソフトウェアを利用できる期間は、本申込書に記載のサービス開始日より1か月が経過するまでとし、第12条で定める解約が行われないうえ、1か月毎に同内容で自動更新されるものとします。

2.お客様は、当社の定める方法により変更希望月の1日の7営業日前までに当社に対し書面をもって通知することにより、当該書面に記載した変更希望月の1日をもって本利用契約のライセンス数を変更することができます。

3.本ソフトウェアの最低利用期間は、サービス開始日から1か月とします。

第6条（本ソフトウェアの納入・検収）

当社は、お客様に対し、本申込書記載の納入希望日までに、当社が別途定める方法により、本申込書記載の納入先（以下「本件納入先」といいます）において本ソフトウェアを納入します。お客様は、本ソフトウェアの納入に際し、当社の求めに応じて確認、協力等を行うものとします。

2.本ソフトウェアは、お客様による利用開始の有無を問わず、本ソフトウェアの納入をもって検収が完了したものとし、本申込書記載のサービス開始日から課金を開始するものとします。

第7条（本ユースウェアサービスの提供）

当社は、お客様が本申込書で本ユースウェアサービスを申し込み当社が承諾した場合、お客様に対し、本規約の条件に従い、本ユースウェアサービスを提供します。

2.本ユースウェアサービスは、当社又は第10条に定義する委託先の担当者が、本件納入先に直接訪問して行うオンサイトサービスの方法により行います。

3.本ユースウェアサービスは、準委任形態のサービスとし、当社の責任は、本条で定められた保証の範囲において、本ユースウェアサービスを善良な管理者の注意をもって実施することに限られ、かかる注意をもって実施している限り、本ユースウェアサービスの内容、結果等について、当社は責任を負いません。また、当社は、お客様に対し、本ユースウェアサービスによって本ソフトウェアが稼働できることを保証するものではありません。

4.当社に故意又は重大過失がある場合を除き、当社は、本ユースウェアサービス又はその利用に起因又は関連してお客様又は第三者に生じた損害等について責任を負いません。

第8条（利用料金及び支払方法）

お客様は、本ソフトウェアの利用及び本ユースウェアサービスの利用に関し、当社が別途定める利用料金及び費用（これらに係る消費税を含みます。以下同じとします）を、当社があらかじめ定める方法により支払うものとします。本利用契約の締結後に税率の変更があった場合には、当該変更後の税率に基づいて消費税の金額を算出し、支払うものとします。また、本利用契約の期間中に税率の変更があった場合で、当該変更後の期間に対応する利用料金について、お客様が当該変更前の税率に基づいて算出した消費税額を既に支払っていたときは、当該変更後の税率に基づいて算出した消費税額との差額を当社の請求に従って支払うものとします。なお、支払額の算出の際に1円未満の端数が生じた場合にはその端数は切り捨てとします。

2.本ソフトウェアの利用に関する月額料金の計算にあたっては、毎月1日から末日を1単位とします。

3.お客様は、利用料金及び費用を本申込書に記載の初回お支払期日までに本申込書に定める支払条件に従って支払い、翌月以降の毎月の利用料金を本申込書に定める支払条件に従って利用月の翌月末までに支払うものとします。なお、この場合の振込手数料はお客様の負担とします。

4.お客様から既に支払い済みの利用料金及び費用は、いかなる場合にも当社は一切払い戻し致しません。

5.利用料金その他本利用契約に基づく債務について、所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社の指定する方法により支

払うものとします。

第9条（権利の譲渡）

お客様は、当社の事前の承諾のない限り、本ソフトウェアの利用権等、本利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し又は移転することはできません。

2.お客様は、お客様以外のいかなる個人や法人に対しても、態様及び有償・無償（金銭的対価、物品的対価、権利的対価を含むがこれらに限られません）を問わず、本ソフトウェアを提供し又は利用を許諾しないものとします。

第10条（委託）

当社は、本ソフトウェアの利用許諾に係る業務（ライセンスキーの発行を含みます）又は本ユースウェアサービスに係る業務の全部又は一部を第三者（以下「委託先」といいます。当社がESET社に委託する場合を含みます）に委託することができるものとします。

第11条（表明保証）

当社及びお客様は、本利用契約締結前、本利用契約締結時から契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- (1)自己及びその従業員、役員等の構成員、支配株主、関連会社、その他自己の実質的支配権を有する者等（以下総称して「関係者」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではなく、過去5年間に於いても反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2)自己及びその関係者が、現在又は過去5年間に於いて反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3)自己又はその関係者が、現在又は過去5年間に於いて反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4)自己又はその関係者が、現在又は過去5年間に於いて反社会的勢力に対して賃金等を提供し、又は便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5)自己又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

2.当社又はお客様は、相手方が前項各号の一に該当する場合は、事前に催告することなく、直ちに本利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。なお、この場合において、本利用契約の全部又は一部を解約した当事者は、相手方に対し、損害賠償その他何らの責任も負いません。

3.当社及びお客様は、前項により本利用契約の全部又は一部を解約した場合において、かかる解約により自らに損害等が生じた場合、相手方にその賠償又は補償を請求することができるものとします。

第12条（お客様による解約）

お客様は、当社が定める方法により解約希望月の1日の7営業日前までに当社に対し書面をもって通知することにより、当該書面に記載した解約希望月の末日をもって本利用契約の全部を解約することができます。

第13条（当社が行う契約の解約）

お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は、事前に催告することなく、直ちに本利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。なお、この場合において、当社は損害賠償その他何らの責任も負いません。

- (1)本規約第14条（禁止事項）のいずれかに該当することが判明した場合
- (2)当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (3)利用料金その他の債務の支払いの遅延又は不履行があった場合
- (4)お客様が、過去に不正利用などにより本利用契約の解約又は本ソフトウェアの利用を停止されていることが判明した場合
- (5)その他、不適切と当社が判断した場合
- (6)次の各号の一に該当する場合
 - (ア)実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき
 - (イ)差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の処分を受けたとき
 - (ウ)手形・小切手が不渡りになったとき
 - (エ)破産・会社更生・民事再生の手続等の申立てがなされたとき
 - (オ)解散若しくは事業が廃止になったとき
- (7)その他、本規約に違反した場合

2.当社は、契約期間中であっても、お客様に対する3か月前の通知により、お客様に対して何ら賠償の責を負うことなく、本利用契約の全部又は一部を終了させることができるものとします。

第14条（禁止事項）

お客様は、本ソフトウェアの利用にあたって次の行為を行ってはならないものとします。

- (1)本ソフトウェアを、第三者に譲渡、再利用許諾、担保提供、頒布、交換、リース、貸与その他処分すること
- (2)本ソフトウェアの複製、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、改変、翻案、追加、加工又は変更を行うこと
- (3)本利用契約の条項に反して、ライセンスキーの使用に関する活動、又は何らかの形式での使用済み又は未使用のライセンスキーの譲渡、不正複製、複製又は生成されたライセンスキーの配布、あるいは当社以外から入手したライセンスキーを使用した本ソフトウェアの利用など、本ソフトウェアの利用の資格がない者にライセンスキーを提供すること
- (4)本ソフトウェアに関連するベンチマークテストその他の評価結果を第三者に開示すること
- (5)本利用契約に基づく当社の義務の履行に必要な設備、機器若しくは施設の管理運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為をすること
- (6)本ソフトウェア及びその接続しているネットワークの使用条件、操作手順その他の諸規則に従わないこと
- (7)コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラム（これらの含まれるファイル等を含みます）、法令上送信する権利を有しないコンテンツ、第三者の工業所有権、著作権その他の権利を侵害するコンテンツを含むデータを保存又は転送すること
- (8)他人又は架空の名義により本ソフトウェアを利用すること
- (9)本ソフトウェアを日本国外に輸出又は移送すること
- (10)当社又は第三者の名誉又は信用を毀損し又は毀損するおそれのある行為をすること
- (11)当社又は第三者の工業所有権、著作権その他の権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること
- (12)反社会的勢力の活動を助長し又は反社会的勢力の運営に資することとなる疑いがある行為をすること
- (13)犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為をすること
- (14)法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為をすること

2.当社は、お客様の行為が第1項各号に該当し、又は該当するおそれがあると判断する場合、事前にお客様に通知することなく、本ソフトウェアの全部又は一部の利用を停止し、又は当該行為に関連する情報を削除することができるものとします。

第15条（秘密情報の取り扱い）

お客様及び当社は、本利用契約に基づく業務遂行のため相手方（以下「情報開示者」といいます。）より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、情報開示者が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、情報開示者からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)情報開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4)本利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2.前各項の定めにかかわらず、情報受領者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署（証券取引所その他の自主規制機関を含みます）からの要求若しくは指導により開示すべき情報を、当該法令の定め若しくは当該官公署の要求若しくは指導に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、情報受領者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を情報開示者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。

3.情報受領者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4.情報受領者は、情報開示者より提供を受けた秘密情報を本利用契約に基づく業務遂行の目的の範囲内でのみ使用し、本利用契約に基づく業務遂行上必要な範囲内で秘密情報を具体化した資料等（以下本条において「資料等」といいます）を複製又は改変（以下本項におい

てあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合、情報受領者は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本利用契約に基づく業務遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ情報開示者から書面による承諾を受けるものとします。

5.前各項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第10条所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。但しこの場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6.情報受領者は、相手方の要請があったとき又は本利用契約終了後、資料等、情報開示者の承諾を得て複製、改変した秘密情報を情報開示者に返還又は消去するものとします。但し、本ソフトウェアの仕組み上、お客様自らが秘密情報(次条に定める個人情報を含まず)を消去できる場合はこの限りではありません。

第16条(個人情報)

当社は、本利用契約に基づく業務遂行のため、お客様より提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします)について、個人情報保護法及びこれに関連する政令並びに当社所定のプライバシーポリシー(<https://www.mjs.co.jp/securitypolicy/>)に則って取り扱います。

2.当社は、当社がお客様に対して本利用契約に基づく業務遂行のために必要な範囲において、お客様の個人情報をESET社及び本ソフトウェアの販売代理店に提供することがあります。

第17条(免責)

お客様による本ソフトウェアの利用及びそれに付随するデータの管理は、お客様自身の責任において行われるものであり、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、お客様の本ソフトウェアの利用によりお客様若しくは第三者に発生した費用及び損害について一切責任を負わないものとします。

2.お客様が本ソフトウェアの利用を通じて第三者や他のお客様に損害を与えた場合には、お客様は自己の責任と費用において解決するものとし、当社はその原因の如何にかかわらず損害賠償責任を負わないものとします。

3.何らかの理由により当社がお客様に対して責任を負う場合であっても、当社が責任を負う範囲は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任原因とされた本ソフトウェアの利用許諾及び本ユーザーサービスの提供について過去1年間にお客様が当社に支払った利用料金及び費用の金額をもってその上限とし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益について賠償する責任を負わないものとします。

第18条(無保証)

当社は、お客様に対し、本ソフトウェアのお客様の予定している利用目的への適合性、本ソフトウェアに障害等の不具合がないこと(第三者の権利侵害がないことを含みます)を保証するものではないことを承諾するものとします。

2.お客様が本ソフトウェアの利用を通じてダウンロードその他の方法で当社又はESET社のサーバーから取得したすべてのデータは、お客様自身のリスクにおいて利用するものとし、当該データをダウンロードしたこと起因して発生したコンピュータシステムの損害又は障害についても、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

3.当社は、お客様に対し、本ソフトウェアの利用によってデータの破損、損失等が生じないことを保証するものではなく、データのバックアップおよびセキュリティ確保(通信経路のセキュリティ確保を含みます)に係る責任はお客様にあることをお客様は承諾するものとします。また、データの損失に関するお客様の不利益について、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

4.前条の他、本ソフトウェアに関する保証等はESET社所定のエンドユーザーライセンス契約に定めるものがすべてであり、当該契約に明示的に定められる場合を除き、ESET社及び当社は、適用法で許容される範囲で、お客様又は第三者に発生する、本ソフトウェアの利用に起因する直接的、間接的、又は結果的な損害に対するすべての保証及び責任(契約不適合責任を含みますが、これに限りません)から免責されるものとします。

第19条(知的財産権)

本規約に別段の定めがある場合を除き、当社のお客様に対して、当社又はESET社の保有する知的財産権等を使用・利用する権利を一切認めるものではありません。

2.お客様は、当社の承諾を得ないで、第三者をして本ソフトウェアを通じて提供される情報を利用及び使用させたり、公開させたりすることはできません。

3.本条の規定に違反して問題が発生した場合、お客様は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社になんらの迷惑又は損害を与えないものとします。

第20条(存続条項)

理由の如何を問わず本利用契約が終了した場合においても、第9条、第15条、第16条、第17条乃至第22条の規定はなお有効に存続するものとします。

第21条(準拠法)

契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

第22条(紛争の解決)

本利用契約に関連して当事者間で問題が生じた場合には、当事者間で誠意をもって協議し解決するものとします。

2.協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年6月24日制定

2022年6月1日改定